

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「70歳現役都市・浜松」共同宣言に基づき、高齢者の雇用を推進し、もって70歳になっても働くことができる都市の実現を図るため、70歳以上の者の就労が可能である事業所の認定に関する必要な事項を定めるとともに、その取り組みや事業所名を公表することにより、高齢者の就労環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における事業所とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主をいう。

(認定)

第3条 市長は、高齢者雇用の推進に積極的に取り組んでいる事業所を公募し、浜松市高齢者活躍宣言事業所として認定する。

(認定申請要件)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- (2) 高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、継続雇用を希望する者の就労が満70歳になった日を起算日として11か月以上可能であること、又は70歳以上の新規雇用を希望する者の就労が、就労した日を起算日として11か月以上可能であること。
- (3) 浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビJOBはま!」の事業者登録をしていること。
- (4) 市税を完納していること、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (5) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (6) 労働関係法令等に重大な違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。

(認定申請)

第5条 第3条の認定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請書（更新申請書）（第1号様式）（以下「申請書（更新申請書）」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請にかかる取組み報告書（第2号様式）
- (2) 就業規則の写し（労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届出をしなければならない事業所においては、その届出日がわかる箇所を含むものとする。）

2 申請者は、前項の申請を行うにあたり、次の各号に掲げる事項に対し誓約又は承諾若しくは同意しなければならない。

- (1) 風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っていないこと
- (2) 労働関係法令及び出入国関係法令に違反をしていないこと
- (3) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと
- (4) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、申請者について静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること
- (5) 浜松市において、申請者の市税の納付又は納入の状況について確認すること

（認定審査）

第6条 市長は、前条に掲げる申請書（更新申請書）等を審査し、認定する事業所を決定する。

（認定期間）

第7条 認定期間は、認定の日から5年を経過した後の最初の3月31日までとする。

- 2 令和元・2年度に認定された事業所については、令和9年3月31日までとする。
- 3 認定の取消しがあった場合や本制度が廃止された場合等は前各項の限りではない。

（認定証の交付）

第8条 市長は、第6条の規定により認定した事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定証（第3号様式）（以下「認定証」という。）を交付する。

- 2 認定事業所は「70歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザイン（以下「マークデザイン」という。）を使用することができる。

（認定期間の更新）

第9条 認定事業所のうち、認定期間を更新しようとする者は、認定の日から5年を経過する年度において市長が定める期間内に、申請書（更新申請書）に第5条第1項の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

（認定要件変更の届出及び報告）

第10条 認定事業所は、次の第1号から第3号に掲げる事項に変更が生じた場合又は第4号及び第5号に該当する場合は、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定要件変更・報告届（第4号様式）に変更・報告内容が確認できる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称
- (2) 代表者の職及び氏名
- (3) 事業所の所在地
- (4) 第2条に定める事業所でなくなったとき
- (5) 第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

(認定の取消しに係る基準)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める事業所でなくなったとき。
- (2) 第4条各号のいずれかの認定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業所が偽りその他不正な手段により認定されたとき。
- (4) その他、認定事業所として適当でない認められたとき。

(認定の取消し)

第12条 第11条の規定により認定を取り消したときは、浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定取消通知書（第5号様式）により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により、認定を取り消された事業所のうち再度認定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、第5条第1項の書類に加え認定を取り消された事由を改善したことが証明できる書類を添付して提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定を取り消された事業所は、遅滞なく市長へ認定書を返納するとともに、マークデザインの使用を中止しなければならない。

(公表)

第13条 市長は、第8条第1項の規定により認定証を交付した事業所を広く市民に周知する。また、その取り組みについても、先進事例等として公表する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて所管課において協議する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請書(新規・更新)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地

申請者 事業所名

代表者名

種別 (該当する方に✓)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (認定番号 第 号)
事業所所在地	浜松市 区
フリガナ	
事業所名	
フリガナ	
代表者職・氏名	
業種名・事業概要	
事業所設置年月	年 月
従業員数	人 (年 月 日現在)
連絡先(担当者)	フリガナ 氏名 所属 電話 E-mail
従業員の 雇用について 【役員は除く】	<input type="checkbox"/> 定年制度はありません <input type="checkbox"/> 継続雇用を希望する方が満 70 歳と 11 か月以上就労することが可能です (歳まで・制限なし) <input type="checkbox"/> 新規雇用を希望する 70 歳以上の方が 11 か月以上就労することが可能です (歳まで・制限なし) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※必ず記入：就業規則 第 条による </div>

<p>申請にあたっての同意及び誓約</p>	<p>申請にあたり、次のことを同意及び誓約します。 (同意及び誓約する場合は下記に☑を記入)</p> <p>1 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意</p> <p><input type="checkbox"/> 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定に関する実施要綱第4条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。</p> <p>2 暴力団排除に関する誓約</p> <p><input type="checkbox"/> 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。</p> <p>(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。) ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・(法人その他の団体の場合) 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 <p>(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。</p> <p>3 その他の誓約</p> <p><input type="checkbox"/> 労働関係法令に重大な違反をしていないこと。 (労働基準監督署からは是正勧告・指導等を受けていないこと)</p> <p><input type="checkbox"/> 風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託事業を行っていないこと。</p>
-----------------------	--

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請にかかる取組み報告書

事業所名		
●65歳以上69歳以下の雇用（申請年度の4月1日時点）	雇用している・雇用していない	
雇用している場合、65歳～69歳の従業員数	人	
●70歳以上の雇用（申請年度の4月1日時点）	雇用している・雇用していない	
雇用している場合、70歳以上の従業員数	人	
●従業員の最高年齢（申請年度の4月1日時点）	歳	
<p>【事業所の取組み内容】</p> <p>高齢者雇用に関する工夫や新たな働き方の導入などの取組みを、具体的に記入してください。（就業規則の改正のみの取組みは不可。）</p>		

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定証

認定番号 第 号

事業所名

代表者名 様

認定日 令和 年 月 日

認定期間 令和 年 月 日まで

貴事業所は、70歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいることから、浜松市高齢者活躍宣言事業所として認定します。

令和 年 月 日

浜松市長

第4号様式（第10条関係）

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定要件変更・報告届

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地

届出者 事業所名

代表者名

認定年度		令和 年度
認定番号		第 号
変更があった日		令和 年 月 日
変更前	事業所所在地	浜松市 区
	フリガナ	
	事業所名	
	フリガナ	
	代表者職・氏名	
変更後	事業所所在地	浜松市 区
	フリガナ	
	事業所名	
	フリガナ	
	代表者職・氏名	
報告	申請要件を 満たさない事項等	
担当者連絡先	フリガナ 氏名 所属 電話 E-mail	

※変更・報告内容が確認できる書類を添付してください。

第5号様式（第12条関係）

浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定取消通知書

令和 年 月 日

（事業所名）

（代表者名） 様

浜松市長

貴事業所については、令和 年 月 日付で浜松市高齢者活躍宣言事業所に認定しましたが、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定に関する実施要綱第11条の規定に基づき、令和 年 月 日付でその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 事業所名
- 3 代表者名
- 4 取消理由